

福祉生活相談支援事業業務における質問に対する回答

受付番号	項目	質問	回答
1	募集要領	<p>「(5) 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間において、相談支援業務等の委託契約の履行実績を有すること」の解釈は、令和4年4月1日以降に起業した団体は、相談支援業務等の委託契約実績なしとなるのでしょうか。</p>	<p>「6. 提案参加資格」の(5)は、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に、団体等が相談支援業務等の委託契約の履行実績を有しているかを要件としているものであり、例えば、社員等が相談支援業務の実績があるなど社員個人の実績についてお伺いするものではありません。そのため、令和4年4月1日以降に起業した団体につきましては、該当期間における実績はなしとなります。</p>